

Ver1.0

智頭町緊急銃猟対応マニュアル

令和8年1月
智頭町

目 次

1 趣旨	2
2 全体概要	
(1) 全体フロー	3
(2) 各主体の役割	4
(3) 主な役割	5
(4) 指揮系統	6
3 初動対応	
(1) 地域住民等からの通報	7
(2) 地域住民等への注意喚起	7
(3) 関係機関への連絡	7
(4) 現地確認	7
(5) 緊急銃猟実施の判断	8
(6) 担当者の選任	9
(7) クマ等の監視	9
4 計画の調整	
(1) 対策本部及び現地本部の設置	10
(2) 計画の決定	10
(3) 管理者等への協議・連絡	11
5 銃猟の実施	
(1) 住民への周知	12
(2) 安全の確保	12
(3) 捕獲者要件の確認	12
(4) 証票等の交付	13
(5) 緊急銃猟の実施	13
(6) 緊急銃猟の撮影	13
(7) 緊急銃猟の中止	13
6 銃猟実施後の措置	
(1) 緊急銃猟の終了	14
(2) 安全を確保する措置の解除	14
(3) 損失確認	14
(4) 再発防止対策の検討	14
(5) 原状回復	15
(6) 緊急銃猟実施の記録	15
別紙 1 出没情報記録票	16
2 防災無線等原稿	17
3 公共施設等一覧	18
4 連絡網	19
5 捕獲者チェックリスト	20
6 緊急銃猟確認チェックリスト	21
7 記録表	22
8 緊急銃猟実施報告様式	23
9 タイムスケジュール	30

1 趣旨

近年、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）、イノシシ（以下、クマとイノシシを合わせて「クマ等」という。）の人の生活圏への侵入が相次いでおり、全国的に深刻な人身被害も発生している。

これまで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）においては、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）での銃器を使用した鳥獣の捕獲等（銃猟）が禁じられてきた。

現実・具体的に危険が生じ特に急を要する状況に限り、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第 4 条第 1 項に基づく対応が行われたり、捕獲者等の判断により猟銃等を発射した行為が結果的に刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 37 条の緊急避難に該当する場合には、違法性が阻却されるなどしてきたところである。

近年のクマ等の出没状況等を鑑み、膠着状態にある場合においても、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 28 号）が施行され、市町村長の判断により、人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度（緊急銃猟）が創設された。

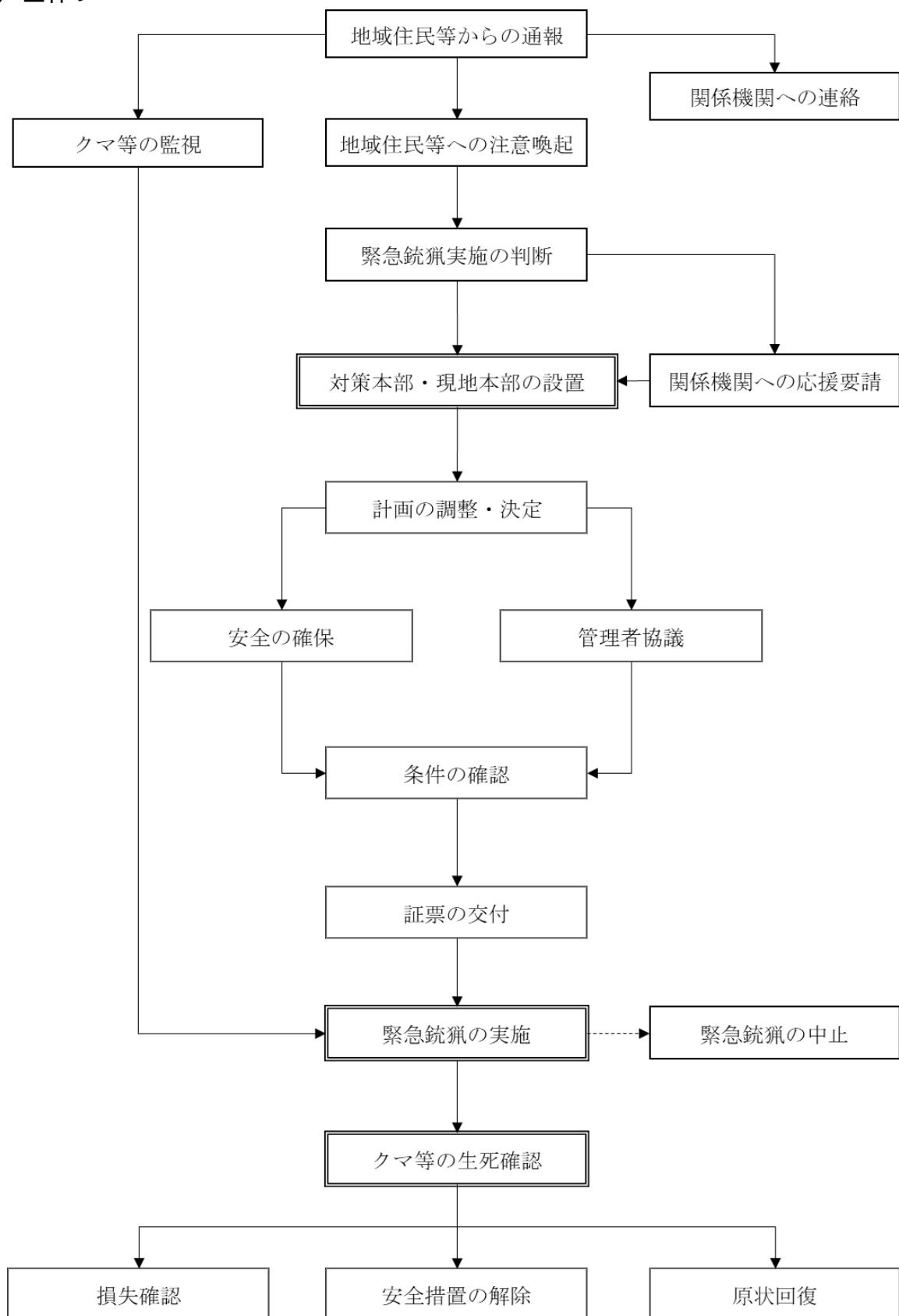
本マニュアルは、緊急銃猟はじめ、準備段階から実施後の現状回復までの対策手順を示し、現場での迅速かつ安全な作業を確保するために定めるものである。

＜緊急銃猟実施時の心得＞

- ・クマ等は人の想定を超えた行動をとる可能性があることを意識し、地域住民等はもとより自身の安全確保を第一に考えた行動をとる。
- ・責任者の指示に従い、常に冷静に行動する。
- ・出没現場で業務に従事する場合は、複数人で行動する。
- ・出動の必要性が生じた場合は、可能な限り速やかに装備を整え現地に赴くものとする。
- ・遠隔地等で現地への到着に時間がかかる場合は、無理に急がずに安全に配慮の上、行動する。

2 全体概要

(1) 全体フロー



(2) 各主体の役割

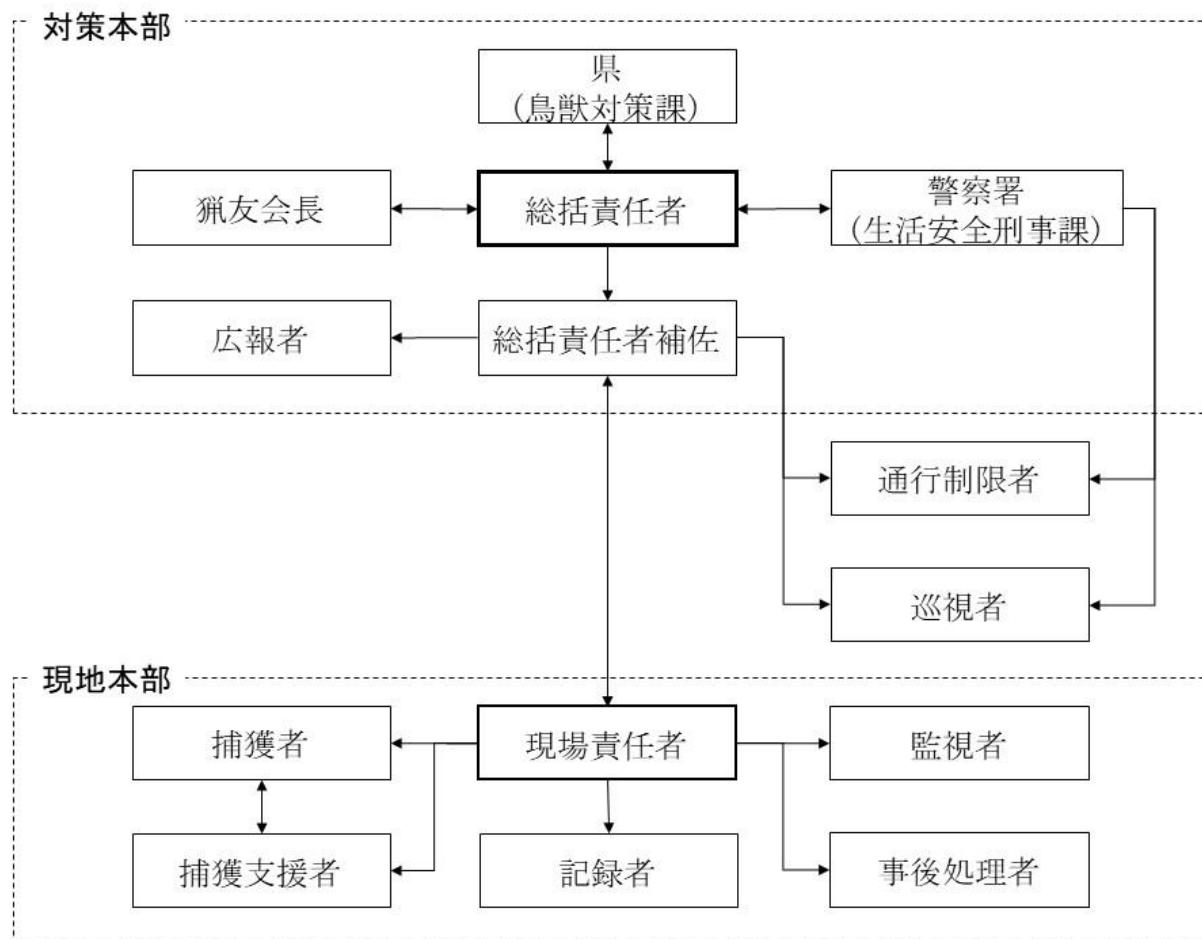
主 体	主な役割
智頭町（以下「町」という。）	<p>権限主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟実施の判断、計画の決定 ・現場指揮（緊急銃猟、安全確保、現状回復等）
鳥取県（以下「県」という。）	<p>技術的助言・応援派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の調整等に係る助言、内部調整 ・職員の応援派遣
智頭警察署（以下「警察署」という。）	<p>技術的助言・応援派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の調整等に係る助言、内部調整 ・職員の応援派遣
智頭町猟友会（以下「猟友会」という。）	<p>緊急銃猟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急銃猟の実施 ・計画の調整等に係る助言

(3) 主な役割

総括責任者は、町長、副町長又は山村再生課長が担い、その他の担当者は、総括責任者が命じる。

担当	主体	参集場所	想定人員	主な役割
①総括責任者	町	対策本部	1名	・緊急銃猟実施の判断 ・緊急銃猟計画の決定
②関係者	県 警察署 獣友会	対策本部	3名	・助言 ・管理者等への連絡調整
③総括責任者 補佐	町	対策本部	1名	・総括責任者の補佐 ・各担当者との連絡調整
④広報者	町	対策本部	2名	・住民への注意喚起 ・管理者等への連絡調整
⑤現場責任者	町	現地本部	1名	・現場の指揮 ・証票等の交付
⑥監視者	町	現地本部	2名	・クマ等の監視
⑦捕獲者	獣友会	現地本部	2名以上	・緊急銃猟の実施
⑧捕獲支援者	警察署 町	現地本部	3名以上	・捕獲者のサポート（警察署） ・現場責任者との連絡調整（町）
⑨通行制限者	町、県 警察署	現地本部	4名以上	・道路等の通行制限
⑩巡視者	町、県 警察署	現地本部	2名以上	・住民への避難の呼びかけ ・制限範囲内の巡視
⑪記録者	町	現地本部	1名	・実施状況の記録
⑫事後処理者	町 獣友会	現地本部	2名	・捕獲個体の処分等

(4) 指揮系統



3 初動対応

(1) 地域住民等からの通報

町山村再生課の職員（以下「町職員」という。）は、地域住民等からクマ等の出没に関する通報が寄せられた際、別紙1「出沒情報記録票」により現場の状況等を聞き取る。

確認項目（町職員）	
<input type="checkbox"/> 出沒情報記録票による聞き取り	

(2) 地域住民等への注意喚起

町職員は、人の日常生活圏にクマ等が出没したと判断した場合、別紙2「防災無線等原稿」に従って、防災無線及び告知端末により地域住民等に注意喚起する。

併せて、町関係課と協力して、必要に応じて別紙3「公共施設等一覧」の施設に連絡する。

確認項目（町職員）	
<input type="checkbox"/> 防災無線による注意喚起 <input type="checkbox"/> 告知端末による注意喚起 <input type="checkbox"/> 公共施設への連絡	

<参考：人の日常生活圏の考え方>

人の日常生活圏とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指し、住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。

また、住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。



(3) 関係機関への連絡

町職員は、緊急銃猟実施の可否に関わらず、別紙4「連絡網」に従って県、警察署、猟友会、八頭消防署智頭出張所（以下「消防署」という。）及び町関係者に連絡する。

確認項目（町職員）	
<input type="checkbox"/> 県への連絡 <input type="checkbox"/> 警察署への連絡 <input type="checkbox"/> 猟友会への連絡 <input type="checkbox"/> 消防署への連絡	

(4) 現地確認

町職員は、次のアからウに掲げる備品を携行の上、現地に急行し、車両内から目視でクマの出没状況を確認する。

- ア ヘルメット、盾等

- イ クマ撃退スプレー
- ウ 爆竹等花火

確認項目（町職員）	
<input type="checkbox"/> 備品の携行	

（5）緊急銃猟実施の判断

総括責任者は、捕獲によりクマ等を当該地域から排除する必要があると認めた場合、アからエに掲げる全ての条件を満たすか又は満たす見込みがあるか判断し、緊急銃猟実施の可否を決定する。

また、緊急銃猟の条件を満たさない場合、以下の対応基準に従い、追い払い、はこわなによる捕獲での対応を検討する。

- ア クマ等が人の日常生活圏に侵入
- イ クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要
- ウ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等をすることが困難
- エ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない

＜追い払い、はこわなによる対応基準＞

区分	内 容
追い払い	<p>＜判断基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くに山林等の逃走経路がある場合 <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の安全確保を確認した後、ルートを選定し、爆竹等花火でルートに沿って誘導する。
はこわな	<p>＜判断基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クマ等が狭い範囲で繰り返し出没している場合 ・夜間にのみ出没する場合や現在出没していないなど緊急性が高くない場合 <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法第9条の許可を受けてはこわなを設置して捕獲する。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 総括責任者の決定 <input type="checkbox"/> 条件の確認	担当 :

(6) 担当者の選任

総括責任者は、各担当者を選任する。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 総括責任者補佐の選任（1名）	担当：
<input type="checkbox"/> 広報者の選任（2名）	担当：
<input type="checkbox"/> 通行制限者の選任（1名）	担当：
<input type="checkbox"/> 巡視者の選任（1名）	担当：
<input type="checkbox"/> 現場責任者の選任（1名）	担当：
<input type="checkbox"/> 捕獲者の選任（2名）	担当：
<input type="checkbox"/> 捕獲支援者の選任（2名）	担当：
<input type="checkbox"/> 監視者の選任（2名）	担当：
<input type="checkbox"/> 記録者の選任（1名）	担当：

(7) クマ等の監視

現場責任者、監視者及び記録者は、警察署生活安全刑事課職員、捕獲者と連携し、車両内から目視でクマ等を監視する。監視は、アからオに掲げる備品等を携行する。

クマ等を見失った場合、現場責任者は、総括責任者にその旨報告するとともに、警察署生活安全刑事課職員、捕獲者及び監視者と連携して、目撃場所付近の探索を継続する。

総括責任者は、目撃場所の位置、通報からの経過時間、人の往来状況、日没までの時間等を考慮して、探索の継続の有無を判断する。探索を打ち切った場合、人身被害の発生リスク等に応じて翌日以降の探索の実施等の対応を判断する。

- ア 無線機（※携帯電話の代用も可）
- イ 記録用ビデオカメラ（※携帯電話の代用も可）
- ウ 緊急銃猟を行う捕獲者の証票（※腕章。現場責任者が携行）
- エ 緊急銃猟のための土地の立ち入り等の証票（※ビブス。現場責任者が携行）
- オ 捕獲者チェックリスト（※現場責任者が携行）

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 備品の携行	

4 計画の調整

(1) 対策本部及び現地本部の設置

総括責任者は、緊急銃猟の実施に先立ち、県、警察署及び猟友会（以下、「関係者」という。）を招集し、対策本部及び現地本部を設置する。対策本部の構成員は、総括責任者、県鳥獣対策課職員、警察署生活安全刑事課職員、猟友会会长又は副会長とする。

対策本部の設置場所は、原則、智頭町役場とし、アからエに掲げる備品を備える。現地本部の設置場所は、クマ等の出没現場付近とし、クマ等の出没場所によっては、対策本部と現地本部を兼ねる場合もある。

- ア ホワイトボード
- イ 住宅地図及び空中写真
- ウ パソコン
- エ プロジェクター及びスクリーン

確認項目（総括責任者）		
<input type="checkbox"/> 対策本部の設置	場所：	
<input type="checkbox"/> 県の招集	担当：	他名
<input type="checkbox"/> 警察署の招集	担当：	他名
<input type="checkbox"/> 猟友会の招集	担当：	
<input type="checkbox"/> 現地本部の設置	場所：	

(2) 計画の決定

総括責任者は、関係者及び現場責任者の意見を聞き、アからオに掲げる計画の内容を決定する。総括責任者補佐は、計画内容が決定した後、関係者と連携して計画の内容を各担当に伝達する。

- ア 捕獲場所及び射撃方向
人家や周囲の地形、交通の状況等を総合的に勘案して設定する。
- イ 制限範囲
捕獲場所を中心とし、半径 200m 以内の区域（必ずしも円形である必要はない）を原則とし、クマ等の活動状況や使用する銃器の性能に応じて調整する。
- ウ 人の避難の方法
制限範囲内の地域住民等の避難方法を設定する。跳弾の可能性のある区域の地区住民等は、制限範囲外への退避、跳弾の可能性のない区域の地区住民は、屋内への退避を原則とする。
- エ 通行制限箇所
制限範囲内に人や車両が侵入しないよう設定する。
- オ その他留意事項
危険性の高い物件（危険物や引火物を取り扱う工場等）や損壊を避けるべき物件（寺社仏閣等）等に関する情報を整理する。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 捕獲場所	場所：
<input type="checkbox"/> 射撃方向	方向：
<input type="checkbox"/> 使用する銃器と銃弾	種類：
<input type="checkbox"/> バックストップの有無	※空中写真に記載する。
<input type="checkbox"/> 制限範囲の設定	〃
<input type="checkbox"/> 人の避難の方法の設定	〃
<input type="checkbox"/> 通行制限箇所の設定	内容：
<input type="checkbox"/> 危険性の高い物件	内容：
<input type="checkbox"/> 損壊を避けるべき物件	

（3）管理者等への協議・連絡

総括責任者は、関係者の意見を聞き協議・連絡が必要となる管理者等をとりまとめる。

広報者は、ア、イに掲げる通行制限箇所の管理者等に協議、連絡する。

なお、警察署長へは、警察署生活安全刑事課職員が連絡し、県道の管理者へは、県鳥獣対策課の職員が行うものとする。鉄道を管理する者と協議が必要な場合、警察署長への連絡の前に、鉄道を管理する者と協議を行う。

ア 道路管理者（県を除く）

イ 鉄道を管理する者（鉄道が敷設されている場合）

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 道路管理者への連絡	
<input type="checkbox"/> 鉄道管理者への協議	
<input type="checkbox"/> 警察署長への連絡	

5 銃猟の実施

(1) 住民への周知

広報者は、ホームページ、防災無線及び告知端末により地域住民等に周知する。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> ホームページによる周知	
<input type="checkbox"/> 防災無線による周知	
<input type="checkbox"/> 告知端末による周知	

(2) 安全の確保

通行制限者及び巡視者は、警察署と連携し、地域住民等の安全の確保のためア、イに掲げる事項を講じる。

ア 通行制限

通行制限者は、車両等の通行制限箇所において、道路・通路上に人又は車両を配置し、制限範囲内への車両等の侵入を制限する。制限が完了した場合は、総括責任者補佐に報告する。

なお、通行制限者は、車両等の侵入があった場合、総括責任者補佐に速やかに報告する。

イ 避難の呼びかけ

巡視者は、対象地域内にいる地域住民等に避難を呼びかける。地域住民等の避難が完了した後は、自らも安全な場所に退避し、総括責任者補佐に報告する。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 通行制限者の配備	
<input type="checkbox"/> 避難の呼びかけ	
<input type="checkbox"/> 巡視者の退避	

(3) 捕獲者要件の確認

現場責任者は、別紙5「捕獲者チェックリスト」により、捕獲者が捕獲要件を満たしているか確認し、総括責任者に結果を報告する。チェックリストには、捕獲者の署名を求める。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 捕獲要件の確認	
<input type="checkbox"/> 総括責任者への報告	
<input type="checkbox"/> チェックリストへの署名	

(4) 証票等の交付

総括責任者は、別紙6「緊急銃猟確認チェックリスト」により最終確認を行い、その結果を現場責任者に連絡する。現場責任者は、同チェックリストにより最終確認を行い、捕獲者に証票を交付し、総括責任者補佐にその旨報告する。

なお、現場責任者は、緊急銃猟の実施にあたり建物や土地に立ち入る場合、土地に立ち入る者に土地の立ち入り等の証票を交付する。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 総括責任者最終確認	
<input type="checkbox"/> 現場責任者最終確認	
<input type="checkbox"/> 捕獲者への証票の交付	

(5) 緊急銃猟の実施

捕獲者は、証票の交付を受けた後に、捕獲者のタイミングで銃猟を行う。捕獲は2名以上で実施するものとし、捕獲者間で射撃の順番をあらかじめ決めておく。

また、捕獲支援者は、捕獲者とともに行動して必要に応じて支援する。

(6) 緊急銃猟の撮影

記録者は、緊急銃猟の実施状況をビデオカメラ等により撮影し、記録する。記録にあたっては、あらかじめ捕獲者の了承を得るものとする。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 捕獲者への確認	
<input type="checkbox"/> 記録の実施	

(7) 緊急銃猟の中止

現場責任者は、クマ等が移動した場合や安全が確保されないと判断した場合、捕獲支援者に無線等により連絡し、緊急銃猟を中止する。現場責任者は、捕獲者から証票を回収するとともに脱包の確認と銃カバーを被せることを指示する。併せて、総括責任者にその旨報告する。

また、捕獲者が安全確保に疑念を感じた場合、捕獲者自ら緊急銃猟中止の必要性を現場責任者に進言することができるものとする。

なお、現場責任者は、捕獲者と協議の上、緊急銃猟を中止した場合の避難場所をあらかじめ定めておくものとする。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 証票の回収	
<input type="checkbox"/> 脱包と銃カバー	
<input type="checkbox"/> 総括責任者への報告	

6 銃猟実施後の措置

(1) 緊急銃猟の終了

現場責任者は、銃猟が完了した後、捕獲者及び捕獲支援者と連携してクマ等の生死及び着弾部位と跳弾の有無を確認した上で、緊急銃猟の終了を判断するとともに総括責任者に報告する。

なお、原則、銃猟したクマ等は、止めさしを行うものとする。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> クマ等の生死確認	
<input type="checkbox"/> 総括責任者への報告	

(2) 安全を確保する措置の解除

総括責任者は、通行禁止・制限の措置、地域住民の避難を解除する。安全確保措置の解除は、措置を講じた際の手順にならい行う。

確認項目（総括責任者）	
<input type="checkbox"/> 通行制限の解除	
<input type="checkbox"/> 避難の解除	
<input type="checkbox"/> 告知端末による連絡	
<input type="checkbox"/> 防災無線による連絡	
<input type="checkbox"/> ホームページによる周知	

(3) 損失確認

記録者は、着弾による建物や乗り物等の破損状況を確認し、写真により被害状況等を記録し、現場責任者に報告する。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 現地確認・写真撮影	
<input type="checkbox"/> 破損状況の有無	内容：

(4) 再発防止対策の検討

事後処理者は、捕獲者と連携し、クマ等による建物や農作物等の被害状況、誘引物及び移動の痕跡等の情報を収集し、現場責任者に報告する。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 現地確認・写真撮影	

(5) 原状回復

事後処理者は、猟友会と連携して捕獲個体を処理するとともに現場を清掃する。なお、捕獲個体の処理は、近隣の町有林への埋設を原則とする。

確認項目（現場責任者）	
<input type="checkbox"/> 捕獲個体の処理	場所：
<input type="checkbox"/> 現場の清掃	

(6) 緊急銃猟実施の記録

総括責任者補佐は、別紙7「記録表」により実施状況等を時系列で記録するとともに、別紙8「緊急銃猟実施報告様式」により県鳥獣対策課に報告する。

(別紙1)

出没情報記録票

記録者	記録月日	令和 年 月 日 ()					
	所属						
	氏名		連絡先電話番号	()			
連絡者	住所				氏名		
	連絡先電話番号						
日時 場所	日時	令和 年 月 日 () 時 分頃					
	場所	住所	八頭郡 智頭町 大字 地内				
		出没場所(林道・田等)					
出没 状況	情報種類	①目撃 ②痕跡 (・足跡 ・爪痕 ・食痕(食べていた物()) ③その他())					
	頭数	頭 (このうち、親 頭、子 頭)					
	状況	①移動していた ②休んでいた ③()を食べていた。 ④その他())					
	備考						
出没場所・移動方向等の略図 (集落、道路、河川、その他施設名などを付記して下さい。)							
対応状況 (注意喚起、誘引物除去、追い払い、有害捕獲等の対応状況を記載)							
※記載不要							

(別紙2)

防災無線等原稿

防災無線放送原稿（クマ目撃情報）

役場山村再生課からクマの目撃情報についてお知らせします。
本日、○時頃、○○付近で、クマ〇頭の目撃情報がありました。
目撃後は、○○方面に逃げて行きました。
周辺住民の方は、クマとの遭遇に注意してください。
特に、早朝と夕方の通行には注意してください。
また、目撃された方は役場山村再生課（75-3117）までご連絡ください。

繰り返します。（もう一度読み上げ）

以上、役場山村再生課から、クマの目撃情報についてのお知らせでした。

防災無線放送原稿（通行規制等）

役場山村再生課から緊急銃猟実施に伴う交通規制についてお知らせします。
本日、○時頃、○○付近に、クマ〇頭が出没しました。
現在クマは○○付近に出没しており、人的被害のおそれがあることから、「午前・午後」〇時より緊急銃猟を実施するため、周辺道路を通行止めとします。
危険ですので、周辺住民の方は、外に出ないようにしてください。
役場職員や警察官から避難指示があった場合は、誘導に従い避難してください。

繰り返します。（もう一度読み上げ）

以上、役場山村再生課から、緊急銃猟実施に伴う交通規制についてのお知らせでした。

防災無線放送原稿（通行規制解除）

役場山村再生課から緊急銃猟実施に伴う交通規制の解除についてお知らせします。
緊急銃猟の終了に伴い周辺道路の通行止めを「午前・午後」〇時以降、解除します。

繰り返します。（もう一度読み上げ）

以上、役場山村再生課から、緊急銃猟実施に伴う交通規制の解除についてのお知らせでした。

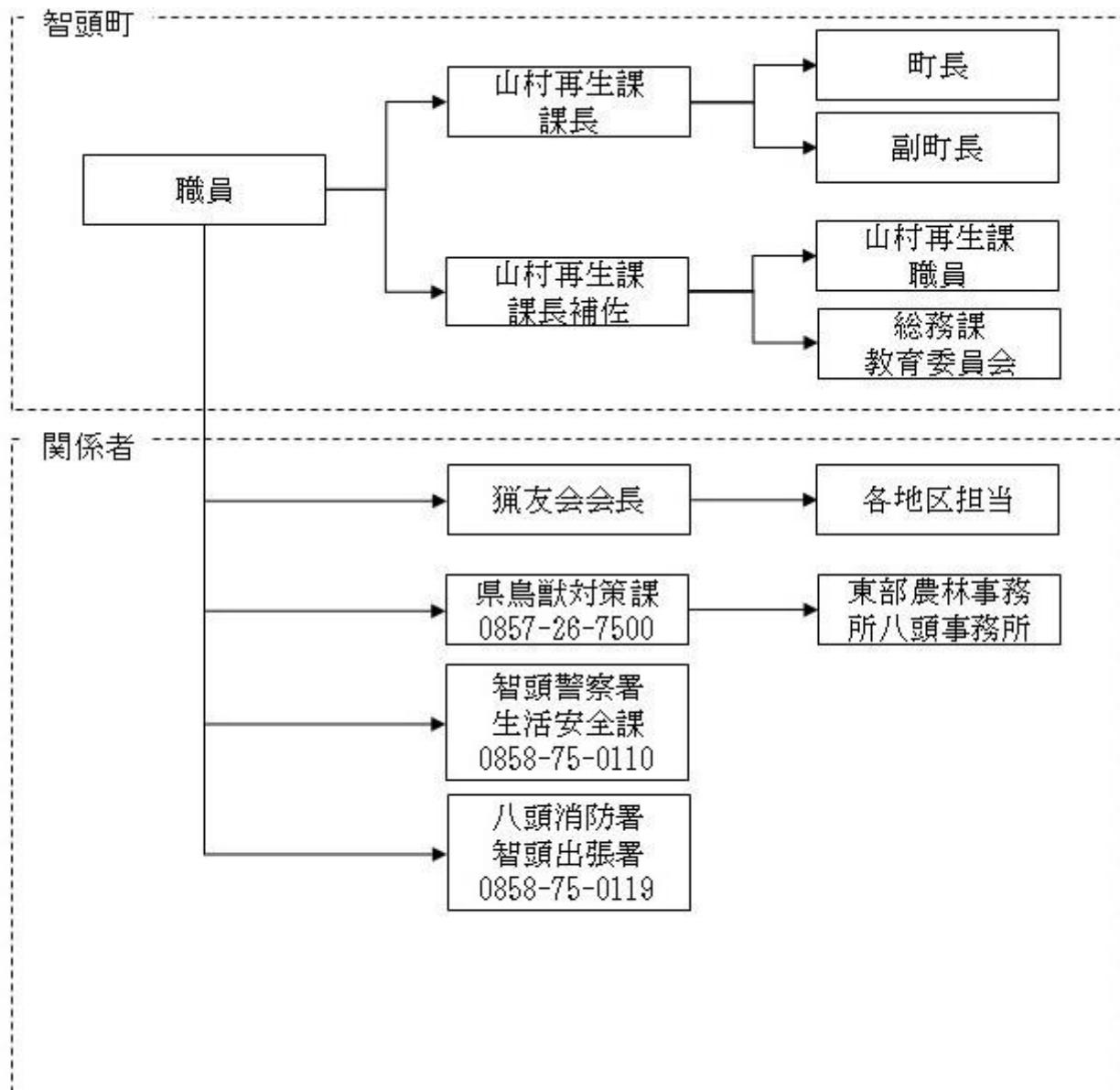
(別紙3)

公共施設等一覧

施設名	所在地	電話番号
智頭町総合センター	智頭町智頭 2076-2	0858-75-3114
ちえの森ちづ図書館	智頭町智頭 2090-1	0858-75-4123
智頭農林高等学校	智頭町智頭 711-1	0858-75-0655
智頭中学校	智頭町智頭 688	0858-75-0210
智頭小学校	智頭町智頭 320	0858-75-0044
ちづ保育園	智頭町智頭 1152-1	0858-75-0144
智頭町子育て支援センター	智頭町中原 99-1	0858-75-0145
智頭病院	智頭町智頭 1875	0858-75-3211

(別紙4)

連絡網



(別紙5)

捕獲者チェックリスト

項目	要件	確認欄
法令で定める事項 (必須)	第一種銃猟免許を所持している。 ※装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	<input type="checkbox"/>
	第二種銃猟免許を所持している。 ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	<input type="checkbox"/>
	過去1年以内に銃器による射撃を2回以上実施している。 (麻酔銃猟をする場合は除く)	<input type="checkbox"/>
	過去3年以内に緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある。	<input type="checkbox"/>
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（夜間に屋外において緊急銃猟を実施する場合（※麻酔銃猟をする場合は除く）。）	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は50mとし、射撃姿勢（重心を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ　標的の中心から2.5cm ロ　標的の中心から5.0cm	<input type="checkbox"/>
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了している者であること。	<input type="checkbox"/>

年　　月　　日

氏　名

(別紙6)

緊急銃猟確認チェックリスト

【総括責任者確認項目】

(確認日時： 時 分)

内 容	確認先	確認欄
◆クマ等が人の生活圏に侵入している	関係者	<input type="checkbox"/>
◆クマ等による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要である	関係者	<input type="checkbox"/>
◆銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等をすることが困難である	関係者	<input type="checkbox"/>
◆避難等によって地域住民等に弾丸が到達する恐れがない	—	—
・通行制限の措置が講じられている	通行制限者	<input type="checkbox"/>
・地域住民の避難が完了している	巡視者	<input type="checkbox"/>
・巡視者の退避が完了している	巡視者	<input type="checkbox"/>
・広報(HP、防災無線、告知端末)している	広報者	<input type="checkbox"/>
・鉄道管理者に協議している	広報者	<input type="checkbox"/>
・道路管理者に連絡している	広報者、県	<input type="checkbox"/>
・警察署長に連絡している	警察署	
◆現場責任者に留意事項を伝達している	—	<input type="checkbox"/>
◆捕獲者の捕獲要件を確認している	現場責任者	<input type="checkbox"/>
◆射線方向にバックストップがある	現場責任者	<input type="checkbox"/>

【現場責任者確認項目】

(確認日時： 時 分)

内 容	確認先	確認欄
◆土地の立ち入りを伴う場合、証票を身に着けている	—	<input type="checkbox"/>
◆現場周辺の安全が確保されている	—	—
・射線方向に人がいない	—	<input type="checkbox"/>
・現場関係者の配置が適当である	—	<input type="checkbox"/>
◆捕獲者に留意事項を伝達している	捕獲者	<input type="checkbox"/>
◆射撃の順番を決めている	捕獲者	<input type="checkbox"/>
◆緊急銃猟を中止する場合の連絡方法を伝達している	捕獲者	<input type="checkbox"/>
◆捕獲者に記録の実施の有無を確認している	捕獲者	<input type="checkbox"/>
◆総括責任者に確認事項の報告をしている	総括責任者	<input type="checkbox"/>

(別紙7)

記録表

時 間	内 容	確認欄
:	通報受電	—
:	住民等への周知（告知端末、防災無線）	—
:	関係機関への連絡（県、警察署、獣友会）	<input type="checkbox"/>
:	監視の開始	<input type="checkbox"/>
:	緊急銃獵実施の決定	<input type="checkbox"/>
:	対策本部の設置	<input type="checkbox"/>
:	現地本部の設置	<input type="checkbox"/>
:	計画の決定	<input type="checkbox"/>
:	通行規制の開始	<input type="checkbox"/>
:	通行規制の完了	<input type="checkbox"/>
:	避難呼びかけの開始	<input type="checkbox"/>
:	避難呼びかけの完了	<input type="checkbox"/>
:	広報の完了（HP、告知端末、防災無線）	<input type="checkbox"/>
:	証票の交付	<input type="checkbox"/>
:	緊急銃獵の実施	<input type="checkbox"/>
:	クマ等の死亡確認	<input type="checkbox"/>
:	安全確保措置の解除	<input type="checkbox"/>
:	捕獲個体の処理（埋設先： ）	<input type="checkbox"/>

(別紙8)

緊急銃猟実施報告様式

本報告は、1週間以内程度でのご提出をお願いします。

また、緊急銃猟を実施した日のうちに、本報告様式によらずメール等により、緊急銃猟を実施した旨の事実（①日時、②市町村名、③危険鳥獣の種類）は、環境省までご報告をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えて構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した 場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃猟を実施した 場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただくな、本報告の添付資料として別途提出下さい。

(3) 天気

晴れ　・　くもり　・　雨　・　その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)			頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)			年齢		性別	オス・ メス
大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg		前掌幅 (クマ類に限る)			cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料」Box4も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。								
個体識別に 係る DNA検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。								
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。								

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間のクマの行動履歴や緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人 数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者を サポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例) ○○課より〇名
住民への避難を 呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例) ○○課より〇名
緊急銃猟の様子を 記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との 調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。例) ○○課より〇名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。				
捕獲者、通行制限を行う者等の安全を確保するためにはじめた対応 ※あれば記載	※盾の装備やクマスプレーの携帯など、安全確保のための対応があれば、捕獲者、通行制限を行う者等の役割ごとにご記載ください。				
概況図	※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドラインP80～「事例」についても参考にして下さい。 ※また、上記の図とは別に、捕獲者とバックストップとのおおよその角度、射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離、その他周辺状況（森や建物の状況等）がわかる資料も可能な範囲でご提出ください。緊急銃猟ガイドラインP56 図10～12についても参考にして下さい。 ※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。				

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無			有・無	
発射弾数		命中弾数		貫通弾数
跳弾等の有無		有・無	跳弾の状況	
物損の有無			有・無	
物損がある場合の今後の対応				
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。			

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有・無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有・無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有・無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの作成の有無	有・無	対応マニュアルの作成に関する状況	※出没対応マニュアルに緊急銃猟対応時の対応を追加している場合は、当該マニュアル名を記載下さい。
権限委任等の有無	有・無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合にはその方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有・無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の実施の有無	有・無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容 (第三者の人身事故)			
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容 (第三者の物損)			
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容 (自損事故)			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

6. 情報共有の可否

他自治体への情報共有	可 · 不可
警察（警察庁や都道府県警察等）への情報共有	可 · 不可
その他	※情報共有の可否に関して補足があれば、記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善や他省庁が行う人の日常生活圏におけるクマ対策等に活用させていただきます。

(別紙9) タイムスケジュール

状況	総括責任者	総括責任者補佐	広報者	現場責任者	記録者	監視者・捕獲支援者	通行制限者	巡視者	捕獲者	関係者	
通報		<u><町職員対応></u> ■現場状況の聞き取り P7 ■地域住民等への注意喚起 P7 ■関係機関への連絡 P7		<u><町職員対応></u> ■現場状況の聞き取り P7 ■地域住民等への注意喚起 P7 ■関係機関への連絡 P7		<u><町職員対応></u> ■現場状況の聞き取り P7 ■地域住民等への注意喚起 P7 ■関係機関への連絡 P7					
		■備品の準備		■移動（現地）		■移動（現地）					
実施の判断	■実施の有無を判断 P8	■現場責任者との連絡調整		■移動（現地） ■総括責任者補佐との連絡調整 ■監視	■監視 P9	<u><町職員対応></u> ■対策本部の設営準備		■監視 P9			
	■実施の決定	■記録表による記録開始									
対策本部・現地本部の設置	■関係者の招集 P10	■現場責任者との連絡調整	■関係者連絡	■現地状況の確認	■監視	■移動（現地） ■移動（現地）		■監視	■移動（本部）		
			■対策本部の設営			■現地本部合流	■現地本部合流		■対策本部合流		
計画の調整・決定	■計画の調整 P10	■総括責任者の補佐 ■現地本部との連絡調整		■対策本部との連絡調整	■現場責任者の補佐	■監視	■スタンバイ	■監視	■助言		
	■計画の決定 P10	■計画内容の伝達	■管理者協議 P11	■計画内容の伝達	■現場責任者の補佐		■スタンバイ				
安全確保のための措置		■現地本部、通行制限者、巡視者との連絡調整	■住民への周知 P12	■捕獲者要件の確認 P12 ■立入許可証の交付	■記録に係る捕獲者の了承確認	■監視	■通行制限 P12 ※侵入があった場合は速やかに報告	■避難の呼びかけ P12 ■本人退避	■捕獲者要件の確認 P12		
最終確認	■最終確認 P13	■現地本部との連絡調整		■最終確認 P13	■スタンバイ	■スタンバイ	■通行制限	■スタンバイ			
				■証票の交付 P13							
緊急銃猟				■（中止） P13	■撮影 P13	■銃猟支援 P13		■銃猟 P13			
				■終了判断 P14							
安全確保のための措置の解除	■解除決定 P14	■通行制限者、巡視者への伝達	■住民への周知 P14	■損失確認 P14	■損失確認 P14	■損失確認 P14		■損失確認 P14			
							■通行制限の解除	■退避者の誘導			
事後処理	■解散	■記録表による記録の終了	■解散	■再発防止の検討 P14	■再発防止の検討 P14	■現状回復 P15	■解散	■解散	■再発防止の検討 P14 ■現状回復 P15	■解散	
		■解散		■解散	■解散	■解散			■解散		